

議案第 33 号

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定す
る。

令和 3 年 3 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の

防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のかすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。